

令和元年第4回（8月）大郷町議会臨時会会議録第1号

令和元年8月6日（火）

応招議員（14名）

1番	赤間茂幸君	2番	大友三男君
3番	佐藤千加雄君	4番	熱海文義君
5番	石川壽和君	6番	若生寛君
7番	赤間滋君	8番	和賀直義君
9番	高橋重信君	10番	高橋壽一君
11番	石川秀雄君	12番	千葉勇治君
13番	吉田茂美君	14番	石川良彦君

出席議員（14名）

応招議員と同じ

欠席議員（0名）

なし

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	田中学君	教育長	鹿野毅君
参事	残間俊典君	参事(特命担当)	千葉伸吾君
総務課長	浅野辰夫君	財政課長	熊谷有司君
まちづくり政策課長	伊藤義継君	税務課長	武藤弘子君
町民課長	千葉昭君	保健福祉課長	鎌田光一君
農政商工課長	高橋優君	地域整備課長	三浦光君
会計管理者	遠藤努君	学校教育課長	斎藤雅彦君
社会教育課長	菅野直人君		

事務局出席職員氏名

事務局長 遠藤龍太郎 次長 齋藤由美子 主事 高橋将吾

議事日程第1号

令和元年8月6日（火曜日） 午前10時30分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

- 日程第2 会期の決定
日程第3 委員会報告
日程第4 議案第36号 工事請負契約の締結について
日程第5 議案第37号 工事請負変更契約の締結について

本日の会議に付した案件
議事日程と同じ

午 前 10時30分 開 会

議長（石川良彦君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより令和元年第4回大郷町議会臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。ここで町長より御挨拶をいただきます。

町長（田中 学君） 皆さん、こんにちは。

第4回大郷町議会臨時会の開催にあたり一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに令和元年第4回大郷町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては時節柄何かと御多用の中御出席を賜り誠にありがとうございます。

広島原爆投下されてから、74年を迎えます。世界の平和を皆さんとともに願うものであります。合併65周年、町制施行60周年にちなんで6月30日ラジオ体操会、7月1日の建町記念式典も連続して実施してまいりました。また、8月3日に開催されました第8回おおさと夏まつりにつきましても、おかげさまで天候にも恵まれ、例年になく多くの町内外からの皆様、御来場くださいました。無事、大盛況のうちに終了することができましたこと、心より、議員の皆様の御支援も賜りながら大郷の夏の夜空に打ち上げられました大輪の花火は、大変見事で感動的でもあり、まさに節目の年、契機に大郷町が未来に向かって、さらに前進していくことを町民の皆さんとともに確信したところでございます。御来場者の皆様をはじめ、実行委員会や関係団体、協賛をいただきました企業や個人の皆様方に、多大な協賛金を賜りましたことにこの場をお借りして、心より感謝と御礼を申し上げさせていただきます。ありがとう

ございました。

さて、本日提案しております議案は、高崎団地新築工事、第4工区の請負契約の締結についてと大郷町中学校空調機器設備工事請負変更契約の締結についての2件でございます。高崎団地につきましては、計画戸数32戸のうち昨年度に第1期工事から第3工区まで計19戸を発注しており、今回第4工区として7戸分の建設工事を発注するものでございます。また、小・中学校空調機設置工事につきましては、工事内容に一部変更が生じたもので、増額の変更契約を締結させていただくものでございます。議案の詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げますので、慎重に御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます、御挨拶といたします。よろしく申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で町長のあいさつを終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（石川良彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第110条の規定により2番大友三男議員及び3番佐藤千加雄議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（石川良彦君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 委員会報告

議長（石川良彦君） 日程第3、委員会報告を行います。

各常任委員会の閉会中における所管事務調査について各委員長より報告を求めます。まず、総務産業常任委員長 佐藤千加雄議員。

総務産業常任委員長（佐藤千加雄君） 報告させていただきます。……（委員会報告書を朗読）……（朗読文省略）……（報告書は末尾に掲載）……報告いたします。

議長（石川良彦君） 次に、教育民生常任委員長 和賀直義議員。

教育民生常任委員長（和賀直義君） 報告します。……（委員会報告書を朗読）
……（朗読文省略）……（報告書は末尾に掲載）……以上、報告いたします。

議長（石川良彦君） 以上をもって委員会報告を終わります。

日程第4 議案第36号 工事請負契約の締結について

議長（石川良彦君） 日程第4、議案第36号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 議案第36号の提案理由について、御説明を申し上げます。議案書1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第36号、工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年大郷町条例第8号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 令和元年度大郷町高崎団地新築工事（第4工区）
- 2 契約の方法 条件付一般競争入札
- 3 契約金額 一金 89,650,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
8,150,000円)
- 4 契約の相手方 仙台市若林区六丁の目元町2番11号
皆成建設株式会社

令和元年8月6日 提出

大郷町長 田 中 学

議案第36号につきましては、令和元年度大郷町高崎団地新築工事（第4工区）の工事請負契約の締結にあたり、工事予定価格が5,000万円以上となりますことから、地方自治法並びに条例の定めるところにより議会の議決を求めるものでございます。

初めに、工事の概要を説明いたします。工事の内容としましては、木造平屋建て1棟当たり、A=107.37㎡、1棟（2戸）。木造二階建て1棟当たり、A=68.53㎡、3棟（3戸）。木造二階建て1棟当たり、A=147.34㎡、1棟（2戸）となっております。

本件につきましては、設計金額が5,000万円以上の工事でありました

ので、担当課より提出されました、条件付一般競争入札執行に係る設定条件内申書に基づき、令和元年6月26日に、入札参加条件設定委員会を開催し、資格条件を設定いたしました。

この会議において設定した主な入札参加条件は、建築一式の承認格付けBランク以上の者で、建設業法に規定する経営事項審査結果の建築一式の総合評定が700点以上であること。入札公告日において宮城県内に本店又は本店から委任を受けた支店等を有すること。特定建設業の許可を有していること。雇用関係のある監理技術者を工事現場に専任で配置できること。平成21年度以降に、元請として国又は地方公共団体等から受注し、引き渡しの完了した木造公営住宅建築工事又は、平成26年度以降、年間平均20棟以上の木造住宅建築工事の施工実績を有することとしたところでございます。

その後、7月1日に建設工事条件付一般競争入札公告を行い、設計図書等の閲覧、参加申請書の受付期間を経て、7月9日、入札参加資格判定委員会を開催しました。

入札参加申請にあたっては、今回落札しました、皆成建設株式会社を含め4者からの申請があり、要件判定の結果、すべて適格者であると判定し、この旨通知の上、7月18日に入札を執行いたしました。

入札の結果ですが、最低入札価格は、皆成建設株式会社の8,150万円でしたが、この額は低入札調査基準価格として設定しました、1億755万9,000円を下回っていたため、大郷町低入札取扱要綱第3条の規定により、落札の決定を留保するとともに、7月25日に同社からヒアリングを実施の上、7月29日低入札価格調査委員会を開催し、契約内容に適合した履行が確保できるか審議したところでございます。

審議の結果ですが、同社は、営業年数41年を数える会社であり、経営状況及び信用状況にも特段の所見はなく、また、他の地方公共団体からも同種工事を受注しているなど、これまでの工事の実績により、十分に施工可能な範囲内において積算し、応札したものと認められること。本工事に関し、同社における通常利益率の確保が見込まれることなどの理由により、入札価格は、企業努力の範囲内と判断でき、工事施工にあたり、契約内容に適合した履行がなされると認められました。

このことにより、最低入札価格をもって入札した、皆成建設株式会社を落札者として決定し、契約金額を消費税及び地方消費税の額を加算した、8,965万円とし、8月1日付けで工事請負仮契約を締結したところでございます。

なお、工期につきましては令和2年3月19日としております。

以上で、議案第36号の提案理由についての説明を終わります。

御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。4番熱海文義議員。

4番（熱海文義君） 全協の中でも御質問いたしました。今までの第3工区までの間の中で、住民からですね、室内の使い勝手が悪いような意見がありました。できればですね、室内をバリアフリーにして住民が使いやすいようにぜひ、そのような形でやってほしいのと。駐車場も裏に、裏口のほうの駐車場で家に入るときですね、住宅に入るときに階段を使うようなそんな不自由な状況でないように設計を成されるべきだと思うのですが、その辺の考えをお聞かせ願いたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。高崎団地につきましては、国の補助事業でございまして、公営住宅法に基づき、数年前より整備を行ってございます。それで、現在に至っているものでございます。住民の方が利用しやすいような建物の建築、これにつきましては、これまでも行ってきたつもりでございしますが、今後の建築にあたりましてはそういったことの内容を精査しながら、可能な範囲で対応してまいりたいと思います。

議長（石川良彦君） はい。ほかにございませんか。2番大友三男議員。

2番（大友三男君） 7月1日、全協の中で7月1日に公告をしたと。そして7月9日に入札資格選定判定審査を行ったということなのですけれども。これ、前回の第1工区、第2工区、第3工区、ま、第3工区も含めることになると思うんですけれども。3月の予算審査委員会で予算を認めていて、なぜ、今の時期の公告なのか。現在高崎団地、第1工区、第2工区、第3工区が完成していますけれども、入居者を私が確認した、現場に行って確認した中では3件か4件しかございません。本来の計画ですと、本年度の4月1日から入居可能ということで、行いますよということで高崎団地の住宅工事が決定されていた経緯があるのですけれども、そうしましたら、本来であれば、予算が、3月議会の予算審査委員会で可決された段階で、もう4月に公告して工事を即座に始めるのが本来ではないのか。そうすれば今回のように今になって第1工区、第2工区、第3工区の二、三件しか入っていないというような状況はないと思うわけです。そのことについてお伺いしたいと思います。第1点。

2点目といたしまして、ま、前回の第1工区、第2工区、落札率が73.3%。第3工区においては63.5%。今回においても68.2%の落札率になっていますけれども。昨年9月までは、9月までですかね、8月までだったか、最低制限価格、通常の最低制限価格は落札率に換算しますと70%。それ以下は失格者というふうな規定があったものが、10月の第1工区、第2工区に分けて段階で、最低制限価格をなくして、低入札調査基準価格90%というものを設けているのですけれども、その中で、このような今回も68.2%というような落札率で、前回の説明もそのようなのですけれども、審査結果として、契約内容に適合した履行がなされると認めるといような審査結果の報告が前回もありました。間違いなく契約内容に適合した履行がなされる。俗に言う、言葉悪いですが、間違いのない建物だと、安心して使える建物だということが、保証という申し訳ないのですけれども、町で発注した事業なのでね、その件に関してお伺いしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） まず1点目、工区についてのございですが、これにつきましては、国の補助事業でございまして、国の補助の交付決定後ではないと発注ができないものでございまして、今回の公告、発注となったものでございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） それと基準価格設けた。続けて答弁願います、財政課長。

財政課長（熊谷有司） お答えいたします。前回、以前のいわゆる第3工区等時でもお話したところでございますが、低入札価格調査委員会で決定をし、特に調査委員会で議論をしたところでございますが、その中において、低入札取扱実施要項並びに低入札の失格基準等を定めてございまして、その基準内ということで、失格には当たらないということでございます。それで今回の工事につきましても特段問題なく事業が執行されると思ってございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） はい。大友三男議員。

2番（大友三男君） 今、補助金の関係ということなのですが、この計画は前々からあるわけですし、補助金の申請が、補助金が認められないと公告できないという御答弁なのですけれども、これは、ま、私が無知なのか、これを今年度入ってすぐ補助金を申請してこのぐらいの月日がかかるということなのですか。もっと早く補助金を申請してもらうことはできないのですか。なぜかという、先ほども言ったように入居者が遅れているわけですよ。完成しても。本来ならば、極端な話をすれば、

年度内、年内中に完成すればもうすぐ次の年度の4月1日からもう入居が可能になるはずなのですけれども。今回は、かなり遅れている状況にあるわけではないですか、このことを踏まえた場合、やはり今回の工事についてはもっとスムーズに早めに、できるようなことということは考えていなかったのかどうか。

あともう一つね。3回しか質問できないので。これちょっと私前低入札の関係なのですけれども、低入札調査基準価格を取り入れているというのはこれ、15年度のものなのですけれども、7%。最低制限価格。あごめんなさい。9%ですね。最低制限価格を導入しているのが48%。15年度といいますか、15年度の3月末日現在の資料しかちょっと出せなかったのですけれども、このような中で、なぜ半数近くが最低制限価格を取り入れているのかというと先ほど来、ちょっと私が気にかけているというのは、最低制限価格、大体70%というふうに総務省のほうである程度基準というものを出しているのですけれども、それよりも第1工区、第2工区、第3工区、今回の第4工区もそうなのですが、その70%以下で皆落札しているわけなのですよ。それで一応基準、町の基準の内容に適用した履行がなされるということで判断をなさっているようなのですけれども。これはだてに70%という基準が最低制限価格に決まっているわけではないと思うのですけれども。万が一、欠陥といいますか、これは1年や2年では出てこないはずなのです。これは当たり前前で、将来的にね、短年度のうちに出了ときどどのような扱いにするのか、お聞かせいただきたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） まずお答えさせていただきます。まず、1点目でございますが、もっと早くということでございますが、町の町単事業であれば、それは予算が議決されれば即できるわけでございますが、先ほどもお話しましたとおり、国庫補助事業ということになりますと、国で「いいよ」としないことには工事というのは着手することができないことになってございまして、それによりまして今回の発注となったものでございます。

2点目でございますが、工事につきましては、工事施工はもちろん、工事の監理業務につきましても業者のほうに委託をしていきます。本町におきましても現場監督なりでその都度工事の施工についてはチェックをしていくものでございまして、その工事については万全を期して実施するという事で予定をさせていただきます。

議長（石川良彦君） はい。大友三男議員。

2番（大友三男君） 町のほうでは間違いなく大丈夫ですよ。（「大丈夫だべ」
との声あり）大丈夫ですよということの答弁をいただいているのでね。
ただ、私が心配しているのは、安ければいいと判断される方もいるよう
なので、安物買いの銭失いにはならないようにしっかりと。（「なにを」
との声あり）

議長（石川良彦君） 町長。質問中だからちょっと。謹んでください。

2番（大友三男君） しっかりと管理を。しっかりと町のほうにお願いしたい
と思います。その件に関して、もう一度お願いします。

議長（石川良彦君） 財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 先ほど来、お話したとおりでございまして、工事監
理につきましても業者のほうに委託をし、万全な体制で工事を実施して
いきます。以上であります。

議長（石川良彦君） ほかにございせんか。8番和賀直義議員。

8番（和賀直義君） 各タイプの図面を見てですね。玄関の幅なのですけれど
も、なんといいいますか、車でね、入居ができるのかどうか心配なのです
が。将来ね、入っている人たちで手押し車が必要になったときには改造
というものは簡単でにできるものですかね。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） はい、お答えいたします。工事という面です
か。

8番（和賀直義君） 違う違う。将来の意味ね。今現状では多分手押し車が入
らないと思うのですが、将来、必要に渡って必要になったときに改造と
いうものは可能なのですかということ。

地域整備課長（三浦 光君） その辺につきましましては、公営住宅法の中で、今
回工事をしてございまして、そういったものにつきましましては、バリア
フリーに公営住宅は対応してはございせんので、その辺につきまして
は、今後の検討すべき課題だと思っております。

議長（石川良彦君） よろしいですか。ほかにございせんか。12番千葉勇治
議員。

12番（千葉勇治君） 今回の入札については、万全を期してやるということで、
そのようにお願いしたいということで、当然ではございますが。あの、
今回の公営住宅法に基づいてですね、ちゃんとやるということで当然だ
と思うのですが、ただ、この住宅法に基づいて建設してもですね、入居
したことによって初めて気づく点も多々出て来ると思うのですね。そう

いう点で、いわゆる町としては当然町営住宅でございますので、町が、利用者の利便性を最優先してですね、入居後も入居者の声にやはり真摯に耳を傾けて対応するというそういう幅のある対応が求められると思うのです。期間のない中でですね。期間が大分経ったという声もあるようですが、その中であって、実施みておりますと草茫々の中に入っている方もありますし、前のほうが谷、崖になっていて結構水が漏れている状況もあります。そういう中でですね、やはり入居したら、後はあなた方の責任ということではなく、当然、入ってみて、生活してみて、もっと町としてやるべきものがあるという考えがもし生じた場合には、基本的に入居者の利便性を考慮するような町営住宅にすべきだと思うんですが、その辺について一つどのような考えを持っておられるのか。もしそのような方向でいるということであればそれで結構なのですが、その辺についてですね、今後住宅の方々、利用しているの方々から声が出た場合に私たちの対応としてやはり元々これは無理な話だとか、あるいは初めて入ってみて気づいた内容になってくるようなものもありますし、そういう点では町の対応が問われると思うのですが、その辺についてどのように考えておられるのかお聞きしておきたいと思っております。よろしくお願ひします。

議長（石川良彦君） 答弁願ひします。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） はい。お答えいたします。高崎団地に限ったわけではございませんが、町全体の町営住宅につきましては、当然入居者がいるわけでございます。そういった方々の声をこれまでも反映してきてございますし、今後もいろいろな意見等ございましたら、反映はさせていただきます。と思ひます。

議長（石川良彦君） はい。千葉勇治議員。

12 番（千葉勇治君） 町長からもですね、やはり、町営住宅。今後定住化促進を進めていく中で、まだまだ町営住宅あるいはそういう住宅建設も出て来ると思うのですが。町を関与した中で、もしそういう入ってみて初めて気づくような状況が出た場合に、町としてどうするのかという基本的な姿勢について町長のほうからも答弁願ひたいと思ひます。お願ひします。

議長（石川良彦君） 答弁願ひします。町長。

町長（田中 学君） 今後という提案であります。今後につきましては、町が建設するというよりも民間に願ひする方向に考え直したほうが良いというふうに私は思ひます。というのは、このように人口減少社会が

到来した。高齢者はどんどん長生きしていく。そういう時代背景を考えます時、我々自治体が公営住宅を提供するよりも民間の公営住宅に対する町の民間に対する助成策がどうあるべきかを考えていったほうが、私は地域の経済活性化に多くのメリットがでてくるというふうに私は思います。この辺がこれからの議論のポイントになろうと思います。なんでいまさらとこういう話を私はどうしてもしたくなるのですよ。何で、せっかく公営住宅を作るのに階段を上って行かなければならないような造成工事が最初から、あの地域を見て、どういう造成をしたらいいのかというのが一番最初に考えなければならぬポイントではないですか。私は携わっていないからわかりません。東沢住宅にしても、田布施住宅にしても平地ですよ。あれなら高齢者は大変使い勝手がいい。こっちの高崎のほうはある意味では、前のままの造成しないで、新しい発想に立った、ペンションふうのそういう建売でもお願いしたほうがよっぽど私はよかったのではないかと。あのロケーションにあう住宅が出たというふうに思います。これから町が持っている町有地にしても新しい発想に立って、自前の投資をしなくてもできるようなそういう公営住宅に切り替えたほうが私は、今後の町民のためにもなるのではないかとというふうに思いますので、ま、後日そういう問題を議論してまいりたいなというふうに思います。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 今後の住宅については町長のそういう姿勢は、今後の議会の中で議論していきたいなと思うのですが。既に、今回のいわゆる高崎団地も含め、既にできているものについて、それについてはやはり町民の声、気づかなかった、今、町長もいろいろ思うようにですね、なんでこうなっているのかと町長も言っているわけで、なんでこうなっているのかと入ってみてなかなかこれは使いづらいということがわかった場合には少々金がかかったとしても、それはどうするのだということだけでも町長の基本的な考え方として課長さん方がこの場で言うよりも町長の大きな筋書きの中でどうするのだということだけをお聞きすればいいのですが、お願いします。

議長（石川良彦君） はい。町長。

町長（田中 学君） 補助金事業ですから、今やっている事業は、補助金に抵触しない内容にどう対応していくのか、その辺なども内部検討して、抵触しない限り、応えてまいりたいというふうに思います。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようでございますので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「討論省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第 36 号 工事請負契約の締結についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 37 号 工事請負変更契約の締結について

議長（石川良彦君） 日程第 5、議案第 37 号 工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。学校教育課長。

学校教育課長（斎藤雅彦君） それでは、議案第37号の提案理由を申し上げます。2 ページをお開きください。

議案第37号、工事請負変更契約の締結について。

平成31年 3 月25日議決、同日締結平成30年度大郷町立大郷小・中学校空調機設置工事請負契約事項の中、下記のとおり変更契約をしたいので、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 変更なし |
| 2 | 契約の方法 | 変更なし |
| 3 | 契約金額 | 「101,952,000 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 7,552,000 円）」を「105,403,680 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 7,807,680 円）」に変更 |
| 4 | 契約の相手方 | 変更なし |

令和元年 8 月 6 日 提出

大郷町長 田 中 学

内容について、説明申し上げます。当該工事は、大郷小・中学校に空調機を設置する工事でございます。変更請負代金は345万1,680円の増額でございます。

今回の変更は、当初予定しておりました、大郷小学校既設キュービクルの容量変更について、当該キュービクルが消防認定品であったため消防署との協議を行ったところ、既設の改造ができないことから、既存キュービクルはそのまま生かし、空調機設置により必要となる電源については、隣接箇所に新規キュービクルを増設する設計変更が必要となったものでございます。

変更内容は以上でございます。よろしく御審議をいただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 後から気づくということが大分あるようですが、このキュービクル基礎、前のいわゆる消防認定品のものを使う予定だったということではありますが、やはり事前にもっと調査すべきではなかったかと思うのですが、その辺についてどういう見解の中で今回、当初の予定していたものが狂ったというか何というか、いわゆるやるようになって初めて消防に話をしたところ、認定品だということだめになったということだったのですが、その辺、経過をもう少し詳しくお聞きしたいのですが。

それからですね、このいわゆる消防認定品というものについて、学校だけではなくもっとほかにも公共施設にこのようなものがあるのではないかと思うのですが、その辺についてなど確認をされているのかどうか。今後それらを使おうというもし計画があればそういう点で、いわゆる消防のほうからだめだよということが出て来ると思うので、調査すべきだと思うのですが、どういう状況になっているのかその辺も併せてお聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（斎藤雅彦君） はい、お答えします。まず、今回の経過についてでございますが、本来であれば、設計の中で計上すべきところなのですが、その分について見落としてしまったことについて、申し訳なく思っているところでございます。今回の部分については、設計監理の部分委託している部分があつてですね、それで現地調査をして今回認定品

ということがわかりまして、今回協議、消防署とも協議をさせてもらった中で、先ほど予算の部分でも、契約のところの説明させていただいたとおり消防と協議したところ認定品については改造ができないということで今回の変更に至ったところでございます。

次に、ほかの施設についての認定品の状況については、現在把握はしていません。議員さんがおっしゃるとおりですね、今後の改造の部分はできないということなので、今後教育施設等にあるキュービクル等については調査をさせていただいて、状況を把握していきたいと思っています。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。8番和賀直義議員。

8番（和賀直義君） 実際の使用のスケジュール的にはどうなっておりますか。

議長（石川良彦君） 学校教育課長。

学校教育課長（斎藤雅彦君） はい。お答えします。今回、変更についての御承認をいただければですね、今回のキュービクルについては、認定品ではなく汎用品ということもございまして、施工業者と早速詰めながらですね、夏休み明けのですね、8月22日から2学期が始まるわけなのですが、そこに間に合うように業者とも協議しながらエアコンの設置を進めていきたいと思っております。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようでございますので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「討論省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第37号 工事請負変更契約の締結についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（石川良彦君） 以上をもって本臨時会に付議された事件の審議は全部終了いたしました。

これにて令和元年第4回大郷町議会臨時会を閉会といたします。
大変、御苦労さまでした。

午 前 11時21分 閉 会

上記の会議の経過は、事務局長 遠藤龍太郎の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員